

学則

①法人・団体名称	一般財団法人 大阪府地域福祉推進財団
②研修事業名称	大阪府サービス管理責任者等更新研修
③開講目的	障害者の日常生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技術を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。
④実施場所	大阪府社会福祉会館 大阪府大阪市中央区谷町7丁目4番15号
⑤研修期間	1日課程(講義1H・演習5H)の計6時間(講義部分1Hはオンライン配信)
⑥研修カリキュラム	大阪府サービス管理責任者等研修カリキュラムによる
⑦講師氏名及び担当科目	大阪府サービス管理責任者等研修講師一覧表による
⑧研修修了の設定方法	全科目受講すること及び配信による講義視聴後のレポートと演習事前課題の提出を修了の必須条件とし修了証書を交付します。10分を超える遅刻又は早退等により、講義又は演習の内容が十分修得されていないと認められる場合、もしくは、受講態度が著しく不良の場合は欠席とみなし、修了証書は交付しません。また、虚偽の内容の申込をした場合は、修了証書発行後であっても、修了の取消し等の措置を行います。
⑨開講時期	12月～3月頃に開催予定
⑩受講資格	平成31年3月31日までにサービス管理責任者等(サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者)としての配置要件を満たしている方。
⑪受講手続き	必要書類を準備し、当財団ホームページのフォームより申込みください。
⑫受講料支払い方法	受講料 12,000円
⑬解約条件及び返金の有無	受講決定後、納付された受講料については、いかなる理由があっても返金いたしません。
⑭受講日程及び日程決定後の変更について	受講日の指定はできません。また日程決定後の変更もできません。ただし、やむを得ない事由について、第三者による証明が書面提出できる場合に限り、決定後の日程変更に応じる場合があります。
⑮受講者の個人情報の扱い	受講申込者の申込情報及び研修修了者の名簿等個人情報厳重に管理し、研修以外の目的で使用しません。 なお、研修修了者は修了者名簿に登載し、大阪府に提出します。
⑯科目免除の取り扱い	科目免除は行いません。全科目受講が必要です。
⑰受講中の事故等についての対応	不慮の事故等の場合は、双方の話し合いにより解決に努めます。 受講者の不注意による事故と判断された場合は、原則自己責任とします。
⑱研修及び苦情相談に関する連絡先	〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4-15 大阪府社会福祉会館2階 一般財団法人 大阪府地域福祉推進財団 事業課 TEL06-4304-3031 FAX06-4304-2941
⑲その他	本研修は、一般財団法人大阪府地域福祉推進財団が、大阪府から指定を受け、厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。